

女性の活躍促進・企業活性化推進営業チーム設置要綱

1. 目的

女性の活躍を促進し企業の活性化をするために、企業による自主的かつ積極的な取り組みであるポジティブ・アクションに取り組む企業を拡大させる必要がある。このため、企業に対してポジティブ・アクションの実施を積極的に働きかけるため、厚生労働省に、女性の活躍促進・企業活性化推進営業チーム（以下「営業チーム」という。）を設置する。

2. 営業チームの構成

- (1) 雇用均等・児童家庭局内に、雇用均等・児童家庭局長をチーム長とする営業チームを設置する。
- (2) 営業チームに、チーム長、副チーム長を置く。
- (3) チーム長は雇用均等・児童家庭局長、副チーム長は大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）とする。
- (4) (3)に掲げる者のほか、営業チームのメンバーは、別紙の職にある者とする。
- (5) 都道府県労働局においては、労働局長及び雇用均等室長が、本省雇用均等・児童家庭局の営業チームと一体となって、企業のポジティブ・アクションの取組み促進を働きかける。

3. 営業チームの業務

- (1) ポジティブ・アクションの取組み促進のための企業訪問。
- (2) ポジティブ・アクションの取組み促進の働きかけ。
- (3) 企業の情報開示促進の働きかけ。

4. 事務局

- (1) 営業チームに事務局を置く。
- (2) 事務局に、事務局長及び事務局長代理を置く。
- (3) 事務局長は、雇用均等政策課長、事務局長代理は雇用均等政策課均等業務指導室長とする。
- (4) (3)に掲げる者のほか、事務局員は事務局長の指名する者とする。
- (5) 事務局の庶務は、雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課において処理する。

5. 設置日

本営業チームは、平成24年6月1日に設置する。

6. その他

前各号に定めるもののほか、営業チームの運営に関する事項その他必要な事項は、事務局長が定める。

チーム長：雇用均等・児童家庭局長

副チーム長：大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）

メンバー：

雇用均等・児童家庭局総務課長

雇用均等・児童家庭局総務課調査官

雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課長 ※事務局長

雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課均等業務指導室長 ※事務局長代理

雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長

雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課育児・介護休業推進室長

雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課長

雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課均衡待遇推進室長



23年度

24年度
(先行実施)

25年度

26年度

27年度

目標値
(累積値)

【新規目標値】

体制強化

① 営業企業数

3,000

6,000

6,000

6,000

21,000

② ①のうち、ポジティブ・アクション取組企業数

1,800

3,600

3,600

3,600

12,600

③ 女性管理職比率などの情報開示や取組についての宣言を行う企業数

500

1,500

1,500

1,500

5,000

【既存の目標値】

④ ポジティブ・アクション取組企業割合

31.7%

40%超

⑤ 女性管理職比率

7.2%

10%程度